

浜松市告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年5月8日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年5月8日から2週間浜松市中央土木整備事務所（東行政センター）において一般の縦覧に供する。

令和8年5月8日

浜松市長 中野 祐介

道路の種別	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	積志初生線	浜松市中央区有玉北町699番3地内 浜松市中央区半田町1201番1地内	前	最小8.20m 最大29.30m	600.00 m
			後	最小10.10m 最大32.00m	
市道	半田25号線	浜松市中央区半田町1282番地内	前	最小7.50m 最大9.70m	25.00 m
			後	最小7.90m 最大12.70m	